

グリーン&リサイクル

**土壌汚染対策法編  
改訂版(2011)**

社団法人 大阪建設業協会  
環境委員会

# グリーン&リサイクル

## 土壤汚染対策法編改訂版(2011)

### 目 次

1.土壤汚染対策法改正の背景と主な改正点	・・・	1
(1)背景	・・・	1
(2)主な改正点	・・・	1
2.土壤汚染対策法のしくみ	・・・	2
(1)フロー図	・・・	2
(2)項目の説明	・・・	3
3.汚染の除去等の措置	・・・	4
(1)土壤溶出量基準不適合のとき	・・・	4
(2)土壤含有量基準不適合のとき	・・・	4
4.汚染土壤の搬出	・・・	5
(1)要措置区域等外への搬出	・・・	5
(2)汚染土壤の処理施設の種類	・・・	6
(3)汚染土壤の処分のフロー図	・・・	6
(4)汚染土壤の管理票の交付	・・・	7
5.その他の注意事項		
(1)要措置区域等以外の土地の基準不適合等の取扱い	・・・	8
(2)法対象外の有害物質等に汚染された土壤	・・・	8
6.大阪府の「土壤汚染対策制度」	・・・	9
(1)法の上乗せ基準	・・・	9
(2)大阪府土壤汚染に係る自主調査及び自主措置の実施に関する指	・・・	9
7.法令による罰則	・・・	10
8.参考資料・様式	・・・	12
参考資料①要措置区域の指定に係る基準（汚染状態に関する基準）及び地下水基準、 第二溶出量基準	・・・	12
参考資料②土壤汚染対策法に関する行政窓口一覧	・・・	13
参考資料③管理票の記入要領・記入例	・・・	14
参考資料④一定の規模以上の土地の形質の変更届出書	・・・	16
参考資料⑤形質変更時要届出区域における形質の変更届出書	・・・	17
参考資料⑥汚染土壤の区域外搬出届出書	・・・	18
参考資料⑦第4条1項届出要件の3,000 m <sup>2</sup> の考え方と調査範囲	・・・	19
9.Q & A		
環境省HP 「改正土壤汚染対策法に関するQ & A」参照		

---

# 1. 土 壌 汚 染 対 策 法 改 正 の 背 景 と 主 な 改 正 点

## (1) 背 景

土壌汚染対策法が平成 15 年に施行されてから 7 年が経過し、以下のような問題が明らかになってきた。

- ①法に基づかない自主調査等による土壌汚染の発見が増加し、汚染土壌の適正管理への不安が増している
- ②処理方法が掘削除去に偏っており、土地所有者の過剰な負担や環境リスク低減の観点から問題となっている
- ③不適正処理事案が発生するなど、汚染土壌の不適正な処理による汚染の拡散が見られる

そこで、土壌汚染状況把握の為の制度拡充、規制対象区域の分類等による講ずべき措置の内容の明確化、搬出土壌の適正処理の確保等を図るため、今回の改正が行われ、平成 22 年 4 月 1 日に施行された。

なお、改正土壌汚染対策法においては、自然的原因による汚染土壌についても対象となっている。

## (2) 主 な 改 正 点

主な改正内容は以下のとおりである。

### ①土壌汚染状況把握の為の制度拡充

- ・一定規模以上の土地の形質変更時に届出が必要
- ・土地所有者による自主的申請制度を創設

### ②規制対象区域の分類等による講ずべき措置の内容の明確化

- ・対策が必要な区域（要措置区域）、形質変更時に届出が必要な区域（形質変更時要届出区域）に分類

### ③搬出土壌の適正処理の確保

- ・事前届出、計画の変更命令、措置命令等を新設
- ・管理票の交付、保存を義務化
- ・土壌処理業の許可制度新設



## (2)項目の説明

- ①土地の形質の変更の部分の面積（掘削および同掘削土を用いた埋土、盛土の面積の合計）が3,000㎡以上であれば該当（則22条）。トンネルの場合は、開口部を平面図に投影した部分の面積。ただし、以下の全てに該当する場合は対象外（則25条）。

・形質変更の区域外へ土壌を搬出しない ・形質変更時に周辺への土壌の飛散、流出が生じない  
・土地を掘削する深さが50cm未満

- ②形質変更を行おうとする者（土地所有者等）が、様式第6（16頁参考資料④参照）により届出（則23、24条）。公共、民間の区別等はない。添付書類は次のとおり（則23条）。

・場所を示す図面  
・土地所有者等の同意書（届出者が土地の所有者等でない場合、工事請負契約書等）

- ③土壤汚染のおそれがあるのは・・・以下の土地（則26条）。

・汚染状態が濃度基準に適合しないことが明らか  
・特定有害物質が埋められ、飛散、流出、浸透した  
・特定有害物質の製造、使用、処理、貯蔵、保管施設の敷地 等

- ④調査の実施主体は土地の所有者等であるが、実務は依頼を受けた指定調査機関（大臣指定）が実施。適用される条項（法3～5条）によって手順は変わるが、調査のたまかな流れとしては以下のとおり（則3～15条）。

情報の入手・把握（地歴調査）⇨試料採取対象物質の種類の特定⇨土壤汚染のおそれの区分の分類⇨試料採取を行う区画の選定⇨試料採取・分析⇨結果の報告

- ⑤要措置区域等指定基準に適合するか。（12頁参考資料①参照）

- ⑥健康被害のおそれの該当性は・・・以下の判断による（令5条）。

・土壤溶出量基準に適合しない場合⇨当該土地の周辺で地下水の飲用があるか  
・土壤含有量基準に適合しない場合⇨当該土地に、人が立ち入ることができる状態か

- ⑦健康被害を防止するための何らかの対策（措置）が必要な区域。

指定解除がなされない限り、形質変更は原則禁止（法9条、則43条）

- ⑧都道府県知事が、講ずべき措置を指示（則33～42条）。詳しくは「3. 汚染の除去等の措置」を参照のこと。

- ⑨健康被害の観点で当面の対策（措置）は必要ないが、土地の形質変更時に届出が必要な区域。

- ⑩形質変更時要届出区域内の土地の形質変更を行う場合は、14日前までに都道府県知事に様式第10（17頁参考資料⑤参照）により届出が必要（法12条、則48～53条）。

- ⑪汚染土壌は残存するものの、人体への摂取経路を遮断する措置により健康被害が生じるおそれなくなった場合は、要措置区域の指定は解除、形質変更時要届出区域として指定（法6条、11条、施行通知の記の第4の1（5））。

- ⑫自主調査により、汚染が判明した（している）場合は、調査結果等を記載した申請書を提出して、要措置区域等の指定の申請を行うことができる（任意）（法14条、則54～56条）。

- ⑬汚染土壌を要措置区域等の外へ搬出する場合は・・・「4. 汚染土壌の搬出」を参照のこと。

・搬出に着手する14日前までに都道府県知事への届出が必要（則61～63条）  
・処理許可業者へ処理を委託（法18条） ・管理票の交付・回収・保管（法20条、則66～76条）

### 3. 汚染の除去等の措置

都道府県知事は、要措置区域の指定を行う際に、期限を定めて土地所有者等又は、汚染原因者に汚染の除去等の措置の指示を行う。

#### (1) 土壌溶出量基準不適合のとき

##### ① 地下水汚染が生じていない場合

原則として、地下水の水質測定が命ぜられる。(規則別表 第5の1の項)

##### ② 地下水汚染が生じている場合

下表に示す措置のいずれかが命ぜられる。注(1)

措置の種類	第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)		第二種特定有害物質 (重金属等)		第三種特定有害物質 (農薬等)	
	第二溶出量基準		第二溶出量基準		第二溶出量基準	
	適合	不適合	適合	不適合	適合	不適合
原位置封じ込め	◎	◎※	◎	◎※	◎	—
遮水工封じ込め	◎	◎※	◎	◎※	◎	—
地下水汚染の拡大の防止	○	○	○	○	○	○
土壌汚染の除去	○	○	○	○	○	○
遮断工封じ込め	—	—	○	○	○	◎
不溶化	—	—	○	—	—	—

凡例 ◎：講ずべき汚染の除去等の措置（指示措置）

○：環境省令で定める汚染の除去等の措置（指示措置と同等以上の効果を有すると認められる措置）

—：適用できない措置

※：汚染土壌の汚染状態を第二溶出基準に適合させた上で行うことが必要。

注(1)「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(暫定版)」(平成22年7月環境省水・大気環境局 土壌環境課) [http://www.env.go.jp/water/dojo/gl\\_ex-me/index.html](http://www.env.go.jp/water/dojo/gl_ex-me/index.html)

#### (2) 土壌含有量基準不適合のとき

原則とする措置は、「盛土」とする。(規則別表第5の9の項の中欄)ただし、日常生活に著しい支障が生じるときは「土壌入換え」とする。(規則別表第5の8の項の中欄)、また、特別な場合は「土壌汚染の除去」が命ぜられる。(規則別表第5の7の項の中欄)

措置の種類	通常土地	盛土では支障がある土地 ※1	特別な場合 ※2	【凡例】
舗装	○	○	○	◎講ずべき汚染の除去等の措置（指示措置） ○環境省令で定める汚染の除去等の措置（指示措置と同等以上の効果を有すると認められる措置）
立入禁止	○	○	○	
盛土	◎	—	—	
土壌入替え	○	◎	—	
土壌汚染の除去	○	○	◎	

※1 「盛土では支障がある土地」とは、住宅やマンション（一階部分が店舗等の住宅以外の用途であるものを除く。）で、盛土して50cmかさ上げされると日常生活に著しい支障が生じる土地

※2 乳幼児の砂場遊び等に日常的に利用されている砂場等や、遊園地等で土地の形質の変更が頻繁に行われ盛土等の効果の確保に支障がある土地については、土壌汚染の除去を指示される。

## 4. 汚染土壌の搬出

### (1) 要措置区域等外への搬出

- ・要措置区域等（要措置区域および形質変更時要届出区域）内の土地の土壌を要措置区域等外へ搬出しようとする者は、汚染土壌の搬出に着手する日の14日前までに当該搬出の計画について、都道府県知事に届出なければならない。
- ・汚染土壌を要措置区域等外へ搬出する者は、汚染土壌の処理を、都道府県知事の許可を受けた汚染土壌処理業者に委託しなければならない。
- ・汚染土壌の運搬に関する業の許可は必要ないが、「汚染土壌の運搬に関する基準等」が定められており、この基準に基づいて運搬する必要があるとともに、所定の管理票を使用しなければならない。

#### ① 汚染土壌の搬出時の届出

- (ア) 搬出着手14日前までに届出
- (イ) 届け出内容は様式16による（17頁参考資料⑤参照）
- (ウ) 添付書類関係（規則61-2）
  - ・汚染土壌の場所を明らかにした要措置区域等の図面
  - ・搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理票の写し
  - ・汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の構造を記した書類
  - ・運搬の過程において、積替えのために当該汚染土壌を一時的に保管する場合には当該保管の用に供する施設の構造を記した書類
  - ・汚染土壌の処理を汚染土壌処理許可業者に委託したことを証する書類
  - ・汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設に関する（法22条1項）の許可を受けた者の当該許可に係る許可証の写し

#### ② 処理業者の選定

都道府県知事が許可した汚染土壌処理業者に委託（法18条）しなければならない。

※「土壌汚染対策法に基づく汚染土壌処理業者一覧」は下記の環境省ホームページ参照

<http://www.env.go.jp/water/dojo/law/gyousya.pdf>

#### ③ 運搬時の注意

要措置区域等外において汚染土壌を運搬する者に対し「汚染土壌の運搬に関する基準」が定められ、遵守が義務付けられている。（法17条、規則65）

※「汚染土壌の運搬に関する基準等について」は下記の環境省ホームページ参照

<http://www.env.go.jp/hourei/add/f006.pdf>

- (ア) 管理票の交付と回収及び保管。（5年間）
- (イ) 運搬中の汚染土壌の拡散防止及び悪臭等の防止。
- (ウ) 運搬車両の外側の両側面に汚染土壌を運搬している旨の表示。（字の大きさ等詳細に決められているので注意のこと）
- (エ) 異物等の混合及び除去の禁止。（運搬の過程において汚染土壌とその他の物を混ぜてはいけない。また、コンクリートガラなどを分離してはならない）
- (オ) 積替え、保管、荷卸し、引き渡しに関する基準の遵守。
- (カ) 運搬、処理の再委託の禁止。

[参考]

運搬については、運搬受託者の名義（責任）で下請業者を使用することは許容されてい

る。処理業者については、許可内容に定められた再委託は再委託禁止には該当しない。  
 ※管理票の交付者は、「汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出する者」であり、原則、「発注者」である。(但し、発注者より建設業者が交付者になるよう求められた場合は、該当行政に相談されたい)

#### ④ 搬出終了時の注意

完了したことの届出方法が定められていないので、要措置区域等の指定解除を要請するには、自主的な完了報告を出すことが重要である。

### (2) 汚染土壌の処理施設の種類（汚染土壌の処理業に関する省令第1条）

① 浄化等処理施設: 汚染土壌について浄化、溶融又は不溶化を行うための施設。

浄化	汚染土壌に含まれる特定有害物質を抽出し、又は分解する方法により除去し、除去した後の土壌の特定有害物質による汚染状態を土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合させることをいう。
溶融	汚染土壌を加熱することにより、汚染土壌が変化して生成した物質に特定有害物質を封じ込め、土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合させることをいう。
不溶化	薬剤の注入その他の方法により特定有害物質が溶出しないよう汚染土壌の性状を変更させることをいう。

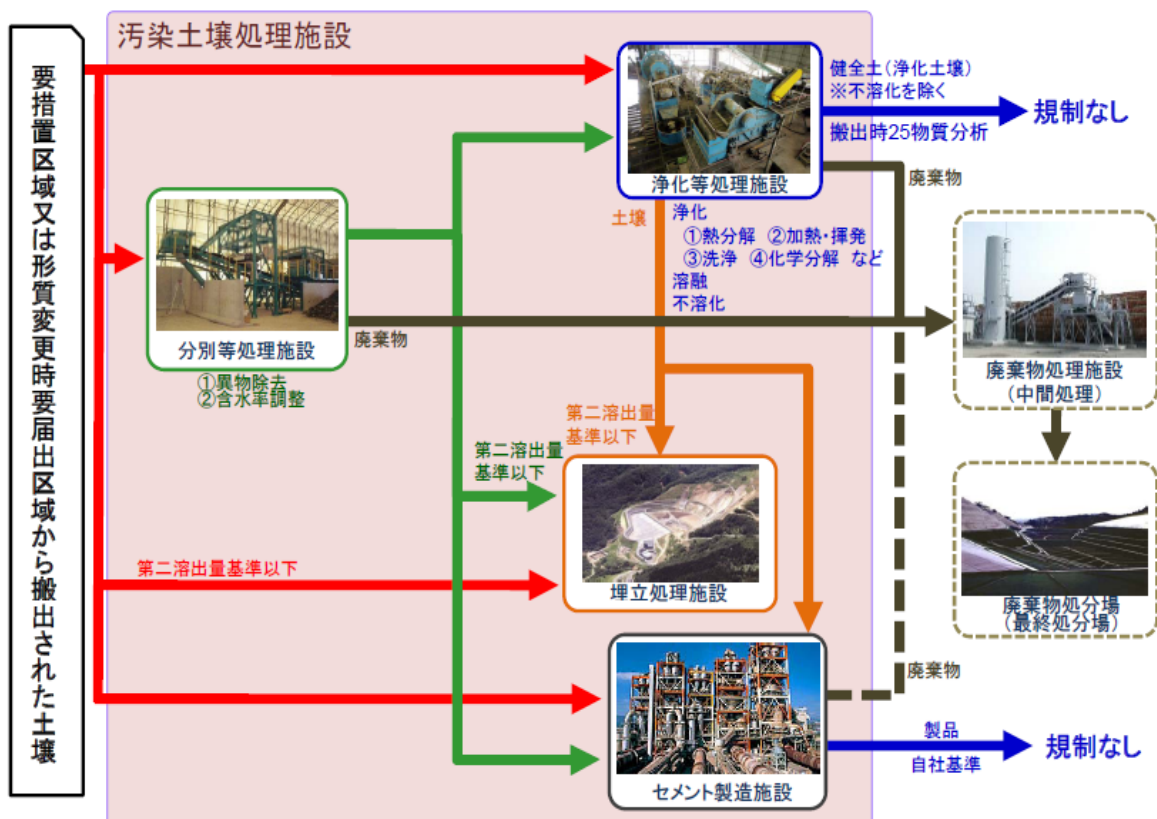
② セメント製造施設: 汚染土壌を原材料として利用し、セメントを製造するための施設。

③ 埋立処理施設: 汚染土壌の埋立てを行うための施設。

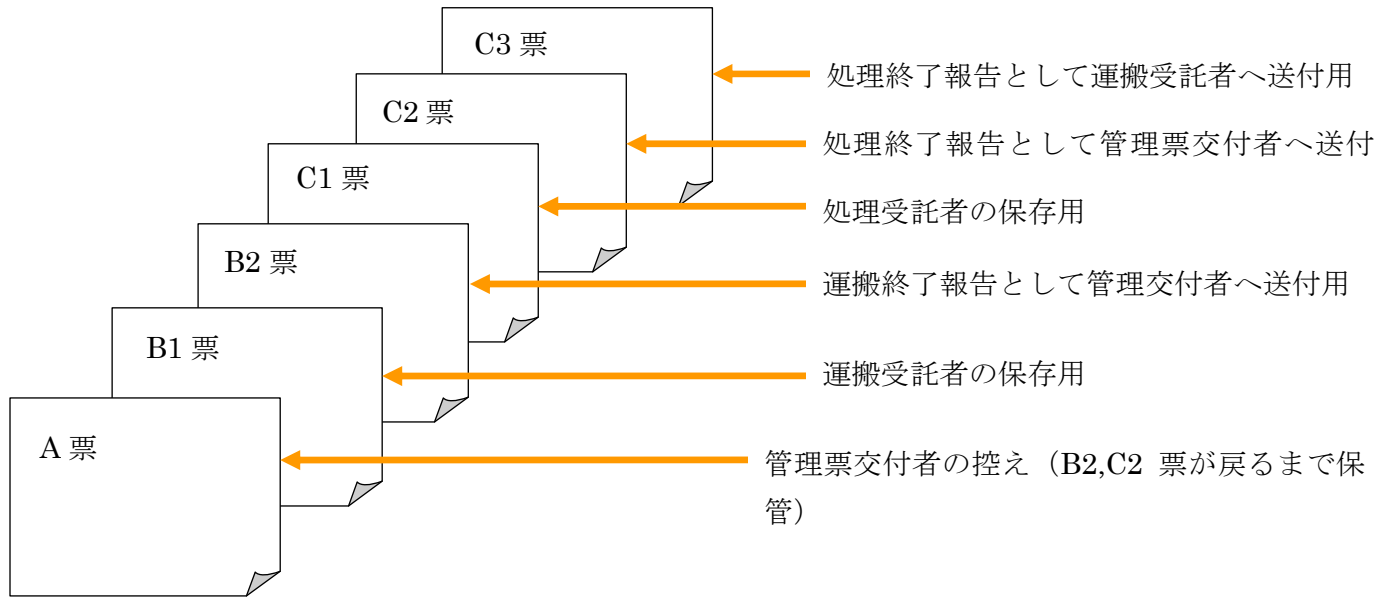
④ 分別等処理施設: 汚染土壌から岩石、コンクリートくずその他の物を分別し、又は汚染土壌の含水率を調整するための施設。

### (3) 汚染土壌の処理のフロー図

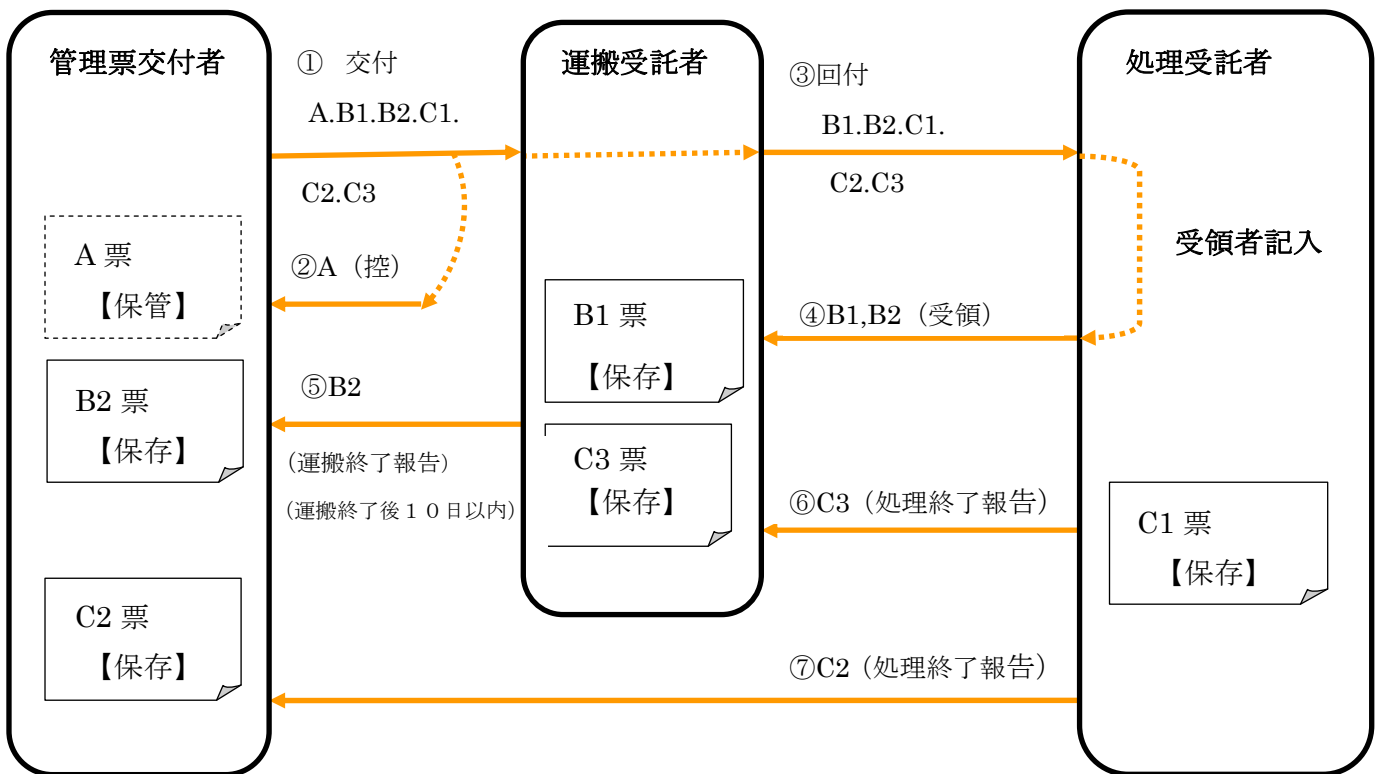
要措置区域等から搬出された汚染土壌は、汚染土壌処理施設へのみ搬出が可能である。



(4)汚染土壌の管理票の交付 <管理票の流れ>



管理票交付者は、管理票の写しの送付を受けない場合は、委託した運搬又は処理の状況を調査・把握し、結果を都道府県知事等に届け出る必要がある。



※管理票は、土壤環境センターにて販売されている。(350円/部)

●土壤環境センター <http://www.gepc.or.jp/>

※管理票の記入要領・記入例は14頁参考資料④参照。

## 5. その他の注意事項

### (1) 要措置区域等外の土地の基準不適合土壤等の取扱い

要措置区域等外の土地の土壤であっても、その汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないことが明らかであるか、又はそのおそれがある土壤については、運搬及び処理に当たり、法第4章『汚染土壤の搬出等に関する規制（第16条～29条参照）』の規定に準じ適切に取り扱うこと。（平成22年3月5日 環水大土発第100305002号「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について(第10)」79頁参照）[http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009/no\\_100305002.pdf](http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009/no_100305002.pdf)

### (2) 法対象外の有害物質等に汚染された土壤

ダイオキシン類に汚染された土壤の取扱いについては、「ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)」が適用されるので、法に従って措置すること。  
また、油類のような異臭や油膜等を発生させているものは、発注者や関係官庁と事前に協議し、適切に措置等を行うこと。

## 6. 大阪府の「土壌汚染対策制度」

### (1) 法の上乗せ基準

大阪府ではこれまででも「土壌汚染対策法」に規制を上乗せした「大阪府生活環境の保全に関する条例」が施行されていたが、今回の法改正に伴い上乗せ規制を残したまま、法との整合性を図った。上乗せ規制および法との相違点は以下の通りである。

#### ① 特定有害物質の追加

土壌汚染対策法の特定有害 25 物質にダイオキシンを加える。(土壌含有量基準：1000pg-TEQ/g 以下)

#### ② 調査・報告の機会の追加

(ア) 3000 m<sup>2</sup>以上の形質変更時 (以前は敷地面積であったが法と整合した)

※土地の形質の変更者による土地の利用履歴等調査結果報告書が必要

有害物質の使用等の可能性があれば調査・報告の必要有り

(イ) ダイオキシン使用施設の廃止時

(ウ) 有害物質を使用している稼働中の工場等の形質変更時

#### ③ 土地の所有者等の責務(努力義務)

土地所有者等は他の土地から土砂を受け入れて造成を行う際、その性状等を搬出する側に求めるなど、受け入れ土砂の性状の把握に努める必要がある (条例 8 1 条の 3 第 2 項)

### (2) 大阪府土壌汚染に係る自主調査及び自主措置の実施に関する指針

(平成22年11月30日施行)

これまでも土地の取引時などに、土壌汚染対策法や府条例の対象とならない自主的な土壌汚染調査や措置が数多く実施されているが、指針により大阪府が関与 (指導や助言) することで、より客観性の高い調査又は措置となる。

指導又は助言は以下の段階に報告書等の文書でもって報告や説明を行うことにより受けるのが望ましい。

- ① 自主調査計画時
- ② 自主調査終了時
- ③ 自主措置計画時
- ④ 自主措置に係る工事の完了時
- ⑤ 自主措置の効果を確認する地下水モニタリングの終了時

なお、実施者は自主調査等の結果を周辺住民等に情報提供するよう努める。また、大阪府は報告を受けた自主調査等の結果の情報を整理し、必要に応じて府民に情報提供する。

※「大阪府土壌汚染に係る自主調査及び自主措置の実施に関する指針」は、下記の大阪府のホームページ参照

<http://www.pref.osaka.jp/attach/4908/00016200/sisinhonbun.pdf>

## 7. 法令による罰則

法	違反行為	罰則	
第65条	報告・虚偽報告の是正命令違反(第3条第3項)	使用廃止された有害物質使用特定施設で土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について報告しない、虚偽の報告をしたとき、又はその是正の命令に従わなかった者	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	調査・結果報告の命令違反(第4条第2項)	土地の形質変更を届け出た場合に、土壌汚染状況について調査、結果報告の命令に従わなかった者	
	調査・結果報告の命令違反(第5条第1項)	土壌の特定有害物質により健康被害が生ずるおそれがあると認められたときに、汚染状況について調査、結果報告の命令に従わなかった者	
	汚染除去等の措置命令違反(第7条第4項)	要措置区域内において、期限までに指示措置等を講じる命令に従わなかった者	
	土地形質変更届の計画変更命令違反(第12条第4項)	土地の形質変更届の計画変更命令に従わなかった者	
	汚染土壌搬出届の計画変更命令違反(第16条第4項)	汚染土壌搬出届の計画変更命令に従わなかった者	
	運搬基準・処理委託の措置命令違反(第19条)	期限までに汚染土壌の適正な運搬及び処理のための措置命令に従わなかった者	
	処理方法他の改善命令違反(第24条)	期限までに汚染土壌の処理方法他の改善命令に従わなかった者	
	許可取消・事業停止命令違反(第25条)	許可の取り消し、事業の全部若しくは一部の停止命令に従わなかった者	
	許可取消等の場合の措置義務違反(第27条第2項)	事業を廃止又は許可を取り消されて、期限までに汚染の除去、汚染の拡散防止他の措置命令に従わなかった者	
	土地形質変更禁止違反(第9条)	要措置区域内において、指示なく土地の形質の変更を行った者	
	汚染土壌処理業の許可違反(第22条第1項)	汚染土壌処理施設ごとに許可を受けず、汚染土壌処理を業として行った者	
	汚染土壌処理業の変更許可違反(第23条第1項)	汚染土壌処理施設の変更許可を受けずに、汚染土壌処理の事業を行った者	
	汚染土壌処理業の不正許可違反(第22条第1項)	不正の手段により汚染土壌処理施設の許可を受けた者	
	汚染土壌処理業の不正変更許可違反(第23条第1項)	不正の手段により汚染土壌処理施設の変更許可を受けた者	
名義貸し禁止違反(第26条)	自己の名義をもって、他人に汚染土壌の処理を業として行わせた者		
第66条	土地利用方法の変更届出義務違反(第3条第4項)	予定されている利用方法からみて人の健康被害のおそれがないと確認を受けた者が、土地の利用方法の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者	3ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金
	土地形質変更の届出義務違反(第4条第1項)	一定規模以上の土地の形質の変更に着手する30日前までに届出をせず、又は虚偽の届出をした者	
	土地形質変更の届出義務違反(第12条第1項)	形質変更時要届出区域内で土地の形質の変更に着手する14日前までに届出をせず、又は虚偽の届出をした者	
	搬出届出義務違反(第16条第1・2項)	要措置区域等内の汚染土壌の搬出に着手する14日前までに届出をせず、又は虚偽の届出をした者。 届出に係る事項を変更し、その行為に着手する14日前までに届出をせず、又は虚偽の届出をした者	
	汚染土壌処理業の変更許可届出義務違反(第23条第3・4項)	汚染土壌処理施設の軽微な変更を遅滞なく届出せず、又は虚偽の届出をした者 汚染土壌の処理の事業の全部若しくは一部を休止、廃止、再開する届出をせず、又は虚偽の届出をした者	

	運搬基準違反(第17条)	要措置区域等外において運搬に関する基準に従わず、汚染土壌を運搬した者	
	汚染土壌処理委託違反(第18条第1項)	汚染土壌処理業者に委託せず、汚染土壌の処理を他人に委託した者	
	汚染土壌処理業者の再委託禁止違反(第22条第7項)	汚染土壌処理業者で、汚染土壌の処理を他人に委託した者	
	管理票交付義務違反(第20条第1項)	汚染土壌を要措置区域等外へ搬出しようとする運搬又は処理を他人に委託する場合に、管理票を交付せず、又は規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者	
	管理票送付・回付義務違反(第20条第3項前段・第4項)	汚染土壌の運搬を終了したとき、期間内に管理票の写しを送付せず、又は規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者 汚染土壌の処理を終了したとき、回付された管理票に規定する事項を記載し、期間内に送付せず、又は規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして送付した者	
	管理票回付義務違反(第20条第3項後段)	汚染土壌の運搬を終了したとき、処理を委託された者に管理票を回付しなかった者	
	管理票保存義務違反(第20条第5・7・8項)	定める期間、管理票又はその写しを保存しなかった者	
	虚偽の管理票交付禁止違反(第21条第1・2項)	汚染土壌の運搬、又は処理を受託していないにもかかわらず、虚偽の記載をして管理票を交付した者	
	虚偽の管理票送付禁止違反(第21条第3項)	受託した汚染土壌の運搬又は処理を終了していないにもかかわらず、管理票の送付をした者	
第67条	処理記録義務違反(第22条第8項)	汚染土壌の処理に関し汚染土壌処理施設ごとに記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備え置かなかった者	30万円以下の罰金
	秘密保持義務違反(第50条)	指定支援法人の役員等で業務に関して知り得た秘密を漏らした者	
	報告及び検査義務違反(第54条第1・3～5項)	汚染土壌に係る者(土地所有者等又は汚染除去等の措置若しくは土地形質変更を行った者、運搬、処理、指定調査機関等)で環境大臣・都道府県知事からの必要な報告の求めに対し報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者	
第68条	法人に対する両罰規定	法人の従業者等が違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して各本条の罰金刑を科す。	行為者を罰するほか、法人に対して各本条の罰金刑
第69条	届出義務違反(第12条第2・3項)	形質変更時要届出区域が指定され既に土地の形質の変更に着手している場合、指定の日から14日以内に届出をせず、又は虚偽の届出をした者 形質変更時要届出区域において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更した場合、14日以内に届出をせず、又は虚偽の届出をした者	20万円以下の過料
	届出義務違反(第16条第3項)	非常災害のために必要な応急措置として汚染土壌を要措置区域等外へ搬出した場合、14日以内に届出をせず、又は虚偽の届出をした者	
	届出義務違反(第20条第6項)	期間内に管理票の写しの送付を受けないとき、又は規定する事項が記載されていない若しくは虚偽の記載のあるとき、速やかに状況を把握して結果の届出をせず、又は虚偽の届出をした者	
	届出義務違反(第40条)	土壌汚染状況調査等の業務を廃止したとき、遅滞なく届出をせず、又は虚偽の届出をした者	

参考資料①

要措置区域の指定に係る基準(汚染状態に関する基準)及び地下水基準、第2溶出量基準

		特定有害物質の種類	土壌溶出量基準 (mg/㍓以下)	土壌含有量基準 (mg/kg以下)	地下水基準 ( mg/㍓以下 )	第2溶出量基準 ( mg/㍓以下 )
特 定 有 害 物 質 ( 第 1 種 揮 発 性 特 定 有 機 化 合 物 )	害 物 質 ( 第 2 種 特 定 重 金 属 等 有 害 物 質 )	四 塩 化 炭 素	0.002		0.002	0.02
		1.2-ジクロロエタン	0.004	—	0.004	0.04
		1.1-ジクロロエチレン	0.02	—	0.02	0.2
		シス-1.2-ジクロロエチレン	0.04	—	0.04	0.4
		1.3-ジクロロプロペン	0.002	—	0.002	0.02
		ジクロロメタン	0.02	—	0.02	0.2
		テトラクロロエチレン	0.01	—	0.01	0.1
		1.1.1-トリクロロエタン	1	—	1	3
		1.1.2-トリクロロエタン	0.006	—	0.006	0.06
		トリクロロエチレン	0.03	—	0.03	0.3
		ベ ン ゼ ン	0.01	—	0.01	0.1
		害 物 質 ( 第 2 種 特 定 重 金 属 等 有 害 物 質 )	質 ( 土 壌 汚 染 対 策 法 )	カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.01	カドミウム 150
六価クロム化合物	六価クロム 0.05			六価クロム 250	六価クロム 0.05	六価クロム 1.5
シ ア ン 化 合 物	シアンが検出されないこと			遊離シアン 50	検出されないこと	シアン 1
水銀及びその化合物	水銀 0.0005			水銀 15	水銀 0.0005	水銀 0.0005
うちアルキル水銀	検出されないこと				検出されないこと	検出されないこと
セレン及びその化合物	セレン 0.01			セレン 150	セレン 0.01	セレン 0.3
鉛及びその化合物	鉛 0.01			鉛 150	鉛 0.01	鉛 0.3
砒素及びその化合物	砒素 0.01			砒素 150	砒素 0.01	砒素 0.3
ふっ素及びその化合物	ふっ素 0.8			ふっ素 4000	ふっ素 0.8	ふっ素 24
ほう素及びその化合物	ほう素 1			ほう素 4000	ほう素 1	ほう素 30
農 薬 等 特 定 有 害 物 質 ( 第 3 種 有 害 物 質 )	質 ( 土 壌 汚 染 対 策 法 )	シ マ ジ ン	0.003	—	0.003	0.03
		チ ウ ラ ム	0.006	—	0.006	0.06
		チ オ ベ ン カ ル ブ	0.02	—	0.02	0.2
		PCB(ポリ塩化ビフェニル)	検出されないこと	—	検出されないこと	0.003
		有 機 り ん 化 合 物	検出されないこと	—	検出されないこと	1

- 備考 ①地下水基準:汚染範囲の確定のための調査の判定基準及び地下水汚染の判定基準(規則第7条第1項関係)  
 ②指定基準:都道府県知事等が「要措置区域等」として指定する際の基準(規則第31条第1項及び第2項関係)  
 土壌溶出量基準:地下水経由の観点からの指定基準であり、現在の土壌汚染に係る環境基準と同じ数値  
 土壌含有量基準:直接摂取の観点からの指定基準であり、第2種特定有害物質に限りさだめられている。  
 ③第2溶出量基準:土壌溶出量基準の3~30倍に相当(施行規則別表第4)

## 参考資料② 土壌汚染対策法に関する行政窓口一覧

### 1.環境省

環境省水・大気環境局土壌環境課

TEL 03-3581-3351(代表)

### 2.都道府県・政令市

都道府県別		担当部局名	担当課室名	電話番号
滋賀県	滋賀県	琵琶湖環境部	琵琶湖再生課	077-528-3458
	大津市	環境部	環境政策課	077-528-2735
京都府	京都府	文化環境部	環境管理課	075-414-4711
	京都市	環境政策局環境企画部	環境指導課	075-213-0928
大阪府	大阪府	環境農林水産部 環境管理室	環境保全課	06-6210-9579
	大阪市	環境局環境保全部	土壌水質担当	06-6615-7926
	堺市	環境局環境保全部	環境指導課	072-228-7474
	岸和田市	環境部	環境保全課	072-423-9462
	豊中市	環境部	環境政策室	06-6858-2105
	吹田市	環境部地域環境室	環境保全課	06-6384-1850
	高槻市	環境部地域環境室	環境保全課	072-674-7487
	枚方市	環境保全部	環境公害課	072-848-4492
	茨木市	産業環境部	環境保全課	072-620-1646
	八尾市	経済環境部	環境保全課	0729-994-3760
	寝屋川市	環境部	環境政策課	072-824-1181
	東大阪市	環境部	公害対策課	06-4309-3206
兵庫県	兵庫県	農政環境部環境管理局	水質課	078-362-9094
	神戸市	環境局環境創造部	環境保全指導課	078-322-5309
	姫路市	農政環境局	環境政策室	079-221-2466
	尼崎市	環境市民局	公害対策課	06-6489-6305
	明石市	環境部	環境保全課	078-918-5030
	西宮市	環境局環境緑化部	環境監視グループ	0798-35-3823
	加古川市	環境部環境政策局	環境政策課	079-427-9200
	宝塚市	市民環境部	環境政策課	0797-77-2072
奈良県	奈良県	くらし創造部景観・環境局	環境政策課	0742-27-8737
	奈良市	企画部	環境政策課	0742-34-4933
和歌山県	和歌山県	環境生活部環境政策局	環境管理課	073-441-2688
	和歌山市	市民環境局環境保全部	環境対策室	073-435-1114

※平成22年11月現在

## 参考資料③ 管理票の記入要領・記入例

### <管理票の記入要領>

#### 【管理票交付者が記載】

##### ア. 管理票交付者

管理票を交付する者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人の場合にあっては代表者の氏名を記入する。

##### イ. 運搬受託者

運搬受託者の氏名又は名称、住所、連絡先を記入する。

##### ウ. 処理受託者

処理受託者の氏名又は名称、住所、連絡先を記入する。

##### エ. 交付担当者の氏名

実際に管理票の交付を担当した者の氏名を記入する。

##### オ. 交付年月日

交付担当者が実際に管理票を交付した年月日を記入する。

##### カ. 交付番号

管理票交付者が管理票を管理するための、任意の番号を記入する。

##### キ. 汚染土壌の荷姿

バラ、ドラム缶、フレコンバッグ等、搬出する汚染土壌の荷姿を記入する。

##### ク. 汚染土壌の体積

汚染土壌を運搬する自動車等に積載する汚染土壌の体積を記入する。

##### ケ. 汚染土壌の特定有害物質による汚染状態

まず、汚染土壌に含まれる特定有害物質の欄ごとに✓（チェック）をし、次に土壌汚染状況調査で濃度が判明している場合には当該濃度を記入するか、不明な場合には該当する濃度欄に✓（チェック）をする。

##### コ. 要措置区域等の所在地

搬出する汚染土壌に係る要措置区域等の所在地を記入する。

##### サ. 積替え又は保管場所

運搬途中で積替え又は保管をする場合は、積替え場所か保管場所かの✓（チェック）をした上で、積替え又は保管を行う場所の名称、所在地、所有者の氏名又は名称、連絡先を記入する。

##### シ. 汚染土壌処理施設の名称及び所在地

汚染土壌処理施設に係る事業場の名称、所在地、許可番号を記入する。

#### 【運搬担当者が記載】

##### ス. 汚染土壌の重量

汚染土壌の自動車等への積載量について重量を最初に把握した時点で記入する。

##### セ. 自動車等の番号及び運搬担当者の氏名

車両や船舶等の登録番号、運搬を担当した者の氏名を記入する。

##### ソ. 運搬区間

運搬担当者が実際に汚染土壌を運搬した区間を記入する。

##### タ. 引渡し年月日

汚染土壌を目的地まで運搬した際に引渡しを行った年月日を記入する。

#### 【汚染土壌処理業者が記載】

##### チ. 引渡しを受けた者の氏名

汚染土壌処理施設で、搬入された汚染土壌の引渡しを受けた者が、氏名を記入する。

##### ツ. 処理担当者の氏名

汚染土壌処理施設において、実際に汚染土壌の処理を担当した者の氏名を記入する。

##### テ. 処理方法

汚染土壌処理施設における当該汚染土壌の処理方法を記入する。

##### ト. 処理終了年月日

当該汚染土壌の処理が終了した年月日を記入する。

#### 【管理票交付者が記載】

##### ナ. 運搬受託者からの返送確認日

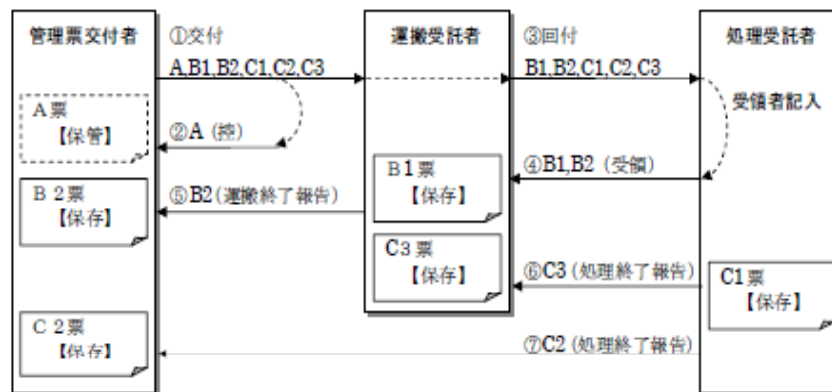
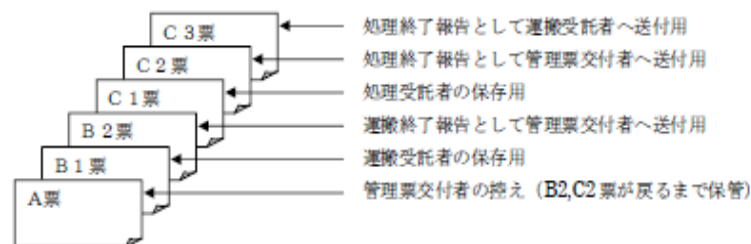
運搬受託者から管理票が返送された年月日を記入する。

##### ニ. 処理受託者からの返送確認日

処理受託者から管理票が返送された年月日を記入する。

### <管理票の流れ>

#### 【6枚複写】



様式第十九 (第六十七条第二項関係)

様式第十九 (第六十七条第二項関係)

管理票

整理番号 0000001

ア	管理票交付者 氏名又は名称、法人にあっては代表者の氏名 住所及び連絡先	△△興業株式会社 代表取締役社長 興業太郎 〒100-0000 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇 〇〇ビル23F TEL 03-0000-0000 FAX 03-0000-0000	運搬受託者 氏名又は名称 住所及び連絡先	株式会社 土壤運搬 〒101-0000 東京都千代田区鍛冶町〇-〇-〇 ××ビル3F TEL 03-0000-0000 FAX 03-0000-0000	処理受託者 氏名又は名称 住所及び連絡先	浄化リサイクル 株式会社 鶴岡工場 〒101-0000 山形県鶴岡市〇〇町000-00 TEL 0235-0000-0000 FAX 0235-0000-0000	交付担当者の氏名	土木一部	エ オ カ																																																																							
	交付年月日	2010年 5月 1日	交付番号	第 01-0001 号																																																																												
	汚染土壌の特定有害物質による汚染状態 (※該当欄に濃度又はレ点を記入)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>溶出量基準 超過</th> <th>第二溶出量 基準超過</th> <th>溶出量基準 超過</th> <th>第二溶出量 基準超過</th> <th>溶出量基準 超過</th> <th>第二溶出量 基準超過</th> <th>含有量基準 超過</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 四塩化炭素</td> <td></td> <td><input checked="" type="checkbox"/> トリクロロエチレン</td> <td>0.4m g/L</td> <td><input type="checkbox"/> カドミウム及びその化合物</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1,2-ジクロロエタン</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> ベンゼン</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 六価クロム化合物</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1,1-ジクロロエチレン</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> シマジン</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> シアン化合物</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> シス-1,2-ジクロロエチレン</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> チオベンカルブ</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 水銀及びその化合物</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1,3-ジクロロプロペン</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> チウラム</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> セレン及びその化合物</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> ジクロロメタン</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> PCB</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 鉛及びその化合物</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> テトラクロロエチレン</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 有機りん化合物</td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 砒素及びその化合物</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1,1,1-トリクロロエタン</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> ふっ素及びその化合物</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1,1,2-トリクロロエタン</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> ほう素及びその化合物</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			溶出量基準 超過	第二溶出量 基準超過	溶出量基準 超過	第二溶出量 基準超過		溶出量基準 超過	第二溶出量 基準超過	含有量基準 超過	<input type="checkbox"/> 四塩化炭素		<input checked="" type="checkbox"/> トリクロロエチレン	0.4m g/L	<input type="checkbox"/> カドミウム及びその化合物			<input type="checkbox"/> 1,2-ジクロロエタン		<input type="checkbox"/> ベンゼン		<input type="checkbox"/> 六価クロム化合物			<input type="checkbox"/> 1,1-ジクロロエチレン		<input type="checkbox"/> シマジン		<input type="checkbox"/> シアン化合物			<input type="checkbox"/> シス-1,2-ジクロロエチレン		<input type="checkbox"/> チオベンカルブ		<input type="checkbox"/> 水銀及びその化合物			<input type="checkbox"/> 1,3-ジクロロプロペン		<input type="checkbox"/> チウラム		<input type="checkbox"/> セレン及びその化合物			<input type="checkbox"/> ジクロロメタン		<input type="checkbox"/> PCB		<input type="checkbox"/> 鉛及びその化合物			<input type="checkbox"/> テトラクロロエチレン		<input type="checkbox"/> 有機りん化合物		<input type="checkbox"/> 砒素及びその化合物			<input type="checkbox"/> 1,1,1-トリクロロエタン				<input type="checkbox"/> ふっ素及びその化合物			<input type="checkbox"/> 1,1,2-トリクロロエタン				<input type="checkbox"/> ほう素及びその化合物			汚染土壌の荷姿	フレコンパック	汚染土壌の体積	6 m <sup>3</sup>	汚染土壌の重量
溶出量基準 超過	第二溶出量 基準超過	溶出量基準 超過	第二溶出量 基準超過	溶出量基準 超過	第二溶出量 基準超過	含有量基準 超過																																																																										
<input type="checkbox"/> 四塩化炭素		<input checked="" type="checkbox"/> トリクロロエチレン	0.4m g/L	<input type="checkbox"/> カドミウム及びその化合物																																																																												
<input type="checkbox"/> 1,2-ジクロロエタン		<input type="checkbox"/> ベンゼン		<input type="checkbox"/> 六価クロム化合物																																																																												
<input type="checkbox"/> 1,1-ジクロロエチレン		<input type="checkbox"/> シマジン		<input type="checkbox"/> シアン化合物																																																																												
<input type="checkbox"/> シス-1,2-ジクロロエチレン		<input type="checkbox"/> チオベンカルブ		<input type="checkbox"/> 水銀及びその化合物																																																																												
<input type="checkbox"/> 1,3-ジクロロプロペン		<input type="checkbox"/> チウラム		<input type="checkbox"/> セレン及びその化合物																																																																												
<input type="checkbox"/> ジクロロメタン		<input type="checkbox"/> PCB		<input type="checkbox"/> 鉛及びその化合物																																																																												
<input type="checkbox"/> テトラクロロエチレン		<input type="checkbox"/> 有機りん化合物		<input type="checkbox"/> 砒素及びその化合物																																																																												
<input type="checkbox"/> 1,1,1-トリクロロエタン				<input type="checkbox"/> ふっ素及びその化合物																																																																												
<input type="checkbox"/> 1,1,2-トリクロロエタン				<input type="checkbox"/> ほう素及びその化合物																																																																												
コ	要措置区域等の所在地	〒163-0000 東京都新宿区〇-〇-〇 △△工業 新宿事業所	自動車等の番号及び運搬担当者の氏名		運搬区間	引渡し年月日																																																																										
	<input checked="" type="checkbox"/> 積替え場所 <input type="checkbox"/> 保管場所	〒135-0000 東京都江東区〇×町〇-〇-〇 東京埠頭 株式会社 TEL 03-0000-0000 FAX 03-0000-0000	自動車等の番号	足立 100 あ 00-00	要措置区域 (新宿区〇〇)	2010年 5月 6日																																																																										
サ	積替え又は保管場所	<input type="checkbox"/> 積替え場所 <input checked="" type="checkbox"/> 保管場所 〒030-0000 青森県青森市〇△町〇〇-〇 青森埠頭倉庫 株式会社	担当者氏名	株式会社 土壤運輸 道野 通	東京埠頭 (東京都江東区〇×町)	2010年 5月 11日																																																																										
	積替え又は保管場所	〒030-0000 青森県青森市〇△町〇〇-〇 青森埠頭倉庫 株式会社	自動車等の番号	JP-ABC-12345-D404	東京埠頭 (東京都江東区〇×町)	2010年 5月 15日																																																																										
シ	汚染土壌処理施設の名称及び所在地	名称 浄化リサイクル 株式会社 所在地 〒977-0000 山形県鶴岡市〇〇町0000-00 許可番号 第 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 号	担当者氏名	日本海海運 海野 渡	青森埠頭倉庫 (青森県青森市〇△町)	2010年 6月 20日																																																																										
	引渡しを受けた者の氏名	門田 守	処理担当者の氏名	土野 清	浄化一分解 (加熱処理)	2010年 6月 20日																																																																										
	運搬受託者からの返送確認日	2010年 5月 20日	処理受託者からの返送確認日	2010年 6月 25日	備考																																																																											

## 参考資料④ 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

様式第六（第二十三条第一項関係）

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書	
年 月 日	
都道府県知事 様 (市長)	
届出者	氏名又は名称及び住所並びに法人 にあつては、その代表者の氏名 印
<p>土壤汚染対策法第4条第1項の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。</p>	
土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	
土地の形質の変更の場所	
土地の形質の変更の着手予定日	
土地の形質の変更の規模	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつては、その代表者）が署名することができる。



## 参考資料⑥ 汚染土壌の区域外搬出届出書

様式第十六（第六十一条第一項関係）

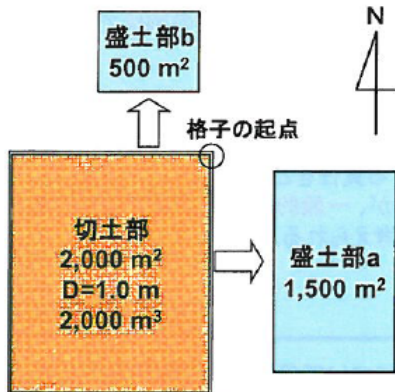
汚染土壌の区域外搬出届出書	
年      月      日	
都道府県知事 殿 （市長）	氏名又は名称及び住所並びに法人 届出者 印 にあつては、その代表者の氏名
土壌汚染対策法第16条第1項の規定により、要措置区域等から搬出する汚染土壌について、次のとおり届け出ます。	
要措置区域等の所在地	
汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	
汚染土壌の体積	
汚染土壌の運搬の方法	
汚染土壌を運搬する者の氏名 又は名称	
汚染土壌を処理する者の氏名 又は名称	
汚染土壌を処理する施設の所在地	
汚染土壌の搬出の着手予定日	
汚染土壌の搬出完了予定日	
汚染土壌の運搬完了予定日	
汚染土壌の処理完了予定日	
運搬の用に供する自動車等の所有者の氏名又は名称及び連絡先	
積替えを行う場所の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先（運搬の際、積替えを行う場合に限る。）	
保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先（保管施設を用いる場合に限る。）	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

## 参考資料⑦ 第4条1項届出要件の 3,000 m<sup>2</sup>の考え方と調査範囲

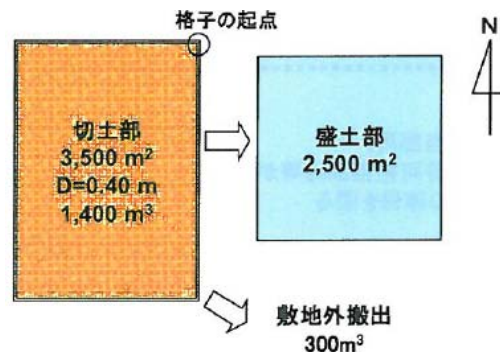
第4条1項届出要件の 3,000 m<sup>2</sup>の考え方と調査範囲を例示する。ただし、自治体によって見解が異なる場合があるので、判断に迷う場合は行政担当者に相談を行うことを心掛ける。

ケース1  
土地の改変が合算して 3,000 m<sup>2</sup>以上



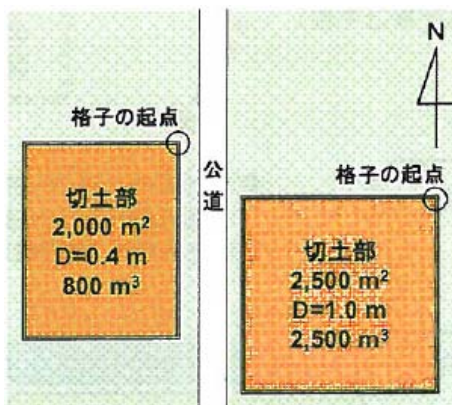
**判定:届出対象**  
切土部+盛土部=4,000 m<sup>2</sup>  
調査対象は切土部のみ

ケース2  
土地の改変が合算して 3,000 m<sup>2</sup>以上  
敷地外への搬出が発生



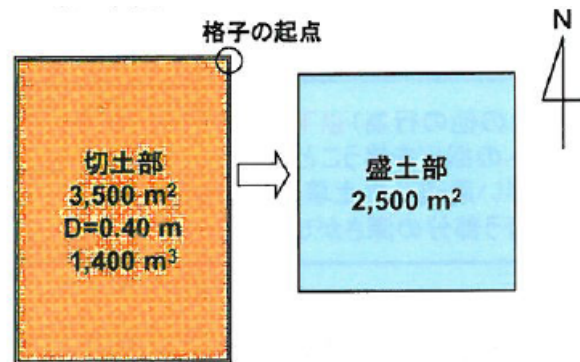
**判定:届出対象** 切土部は 50cm 未満であるが敷地外への搬出があるため  
調査対象区域は切土部のみ

ケース3  
公道を挟んだ工事(造成等)



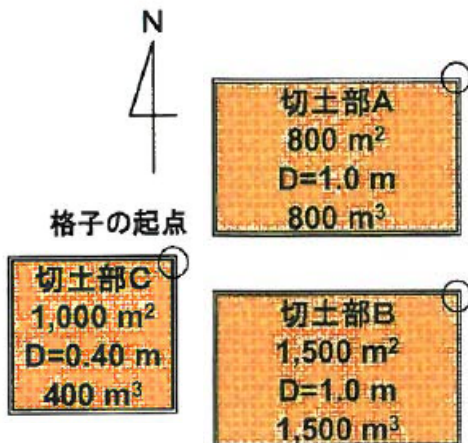
**判定:届出対象** 公道で別れていても一体の工事の場合は合算で 3,000 m<sup>2</sup>以上  
調査対象は切土部 A、B

ケース4  
土地の改変が 3,000 m<sup>2</sup>以上、深さ 50cm 未満



**判定:届出対象外**  
切土部が 50cm 以上の箇所がない

ケース5  
土地の改変が各箇所 3,000 m<sup>2</sup>未満、合算で 3,000 m<sup>2</sup>以上、深さ 50cm 以上の箇所がある



**判定:届出対象**  
合算で 3,000 m<sup>2</sup>以上、切土部で 50cm 以上の掘削箇所がある。  
調査対象は A、B、C

注)各ケースとも調査対象区域の調査は北東の角(○印)を格子の起点とするのが原則  
区域を外周線・外接線で囲み、その北東端を基点とすることも可能

編集委員名簿 (敬称略・50音順)

---

五十嵐 一章 (株式会社鴻池組)

伊野 一彦 (株式会社長谷工コーポレーション)

佐々木 正信 (清水建設株式会社)

西 正樹 (株式会社奥村組)

---

**クリーン&リサイクル  
建設副産物の適正処理及び減量化・再資源化の手引き  
土壌汚染対策法編**

---

平成16年2月10日 初版発行

平成23年4月10日 改訂版発行

---

社団法人大阪建設業協会

〒540-0031 大阪市中央区北浜東 1-30

tel06-6941-4822 / fax06-6941-8767